

憲法Ⅱ（統治機構）

担当：柳瀬 昇

第23回 天皇

1. 天皇の地位・性格

- ・ 天皇は、明治憲法（大日本帝国憲法）下では、統治権の総攬者であった（4条）が、日本国憲法下では、日本国と日本国民統合の象徴である（1条）。その地位は、かつては神勅に基づくものであったが、今日では日本国民の総意に基づくものとされている（1条）。
- ・ 1946（昭和21）年5月のプラカード事件に関して、刑法74条（1947（昭和22）年改正前）（不敬罪）で起訴された被告人は、第1審では不敬罪ではなく名誉毀損罪で有罪と判示したが、控訴審では、不敬罪に該当するものの、1946年1月の大赦により免訴とされた。最高裁判所は、控訴審の判断を維持した（最大判昭和23年5月26日刑集2巻6号529頁）。
- ・ 君主の要件について、その地位が世襲で伝統的な権威を有することと、統治権の全部または一部を有していることを挙げ、そのうち後者を不要と解するならば、天皇は君主であるといえる。なお、諸外国では、わが国は立憲君主制の国と分類されている。
- ・ 元首の要件について、国家を対外的に代表する権限を有することが主要なものであるが、形式的・儀礼的な行為を行う機関についても指すと解するならば、天皇は元首であるといえる。なお、諸外国では、天皇をわが国の元首として扱っている。
- ・ 天皇は象徴であるので、刑事責任を追及されず（皇室典範21条、国事行為の臨時代行に関する法律6条参照）、また、民事責任も追及されない（最判平成元年11月20日民集43巻10号1160頁）。
- ・ 皇位（国家機関としての天皇の地位）は、世襲される（2条）。皇室典範は、皇位の継承について男系男子主義を採用している（皇室典範1条）。
- ・ 皇位の継承は、天皇が崩御したときに行われる（皇室典範4条）。ただし、現上皇から今上天皇への継承については、2019（平成31）年4月に、天皇の退位等に関する皇室典範特例法に基づき行われた。

2. 天皇の権能

- ・ 天皇は、内閣の助言と承認に基づき（3条）、憲法に規定する国事行為のみを行う（4条）。天皇が国事行為を行えない場合には、摂政（5条）または臨時代行（4条2項）が置かれる。
- ・ 天皇の国事行為は、内閣総理大臣・最高裁判所長官の任命、法令等の公布、国会の召集、衆議院の解散、選挙の公示、国務大臣その他の公務員等の認証、栄典の授与、外国の大使・公使の接受など、形式的・儀礼的な性質のものに限られる（6条、7条）。
- ・ 国事行為以外に、私人として、私的行為ができる。そのほかに、国会開会式でのおことばの朗読、外国元首の接受や親書・親電の交換、国内の巡幸、外国への公式訪問などの行為に関して、天皇の権能を国事行為に限定している4条との関係をめぐっては、争いがある。

- ・ 皇室財産は国に属する (88 条前段)。皇室への／皇室からの財産の授受は、国会の議決に基づかなければならない (8 条)。皇室費用は、すべて国の予算に計上して国会の議決を経なければならない (88 条後段)。

3. 天皇・皇族の人権享有主体性

- ・ 天皇も皇族も日本国民であるが、皇位の世襲と職務の特殊性から、必要最小限度の人権の制約を受ける。
- ・ 参政権は、天皇が象徴であり、国政に関する機能を有しないとされている (4 条) ので、天皇には認められない。その他、表現の自由、外国移住の自由・国籍離脱の自由、学問の自由、婚姻の自由、財産権などについても、一定の制約を受けうる。例えば、皇族男子の婚姻は、皇室会議の議を経ることが必要とされる (皇室典範 10 条)。

4. 天皇に関連する論点

- ・ 元号法に基づき、政令で定められた元号が用いられる。明治以降、一世一元制とされている。
- ・ 国旗及び国歌に関する法律は、日章旗 (日の丸) を国旗とし、君が代を国歌とする。

【宿題】長沼ナイキ訴訟札幌地裁判決 (II-165) の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。

Quiz

Q23-1 天皇に関する次のアからウまでの各記述について、正しいものには○、誤っているものには×を付しなさい。

- ア. 憲法第 6 条第 1 項は、天皇が国会の指名に基づいて内閣総理大臣を任命する旨定めているが、国会の議決で内閣総理大臣を指名している以上、天皇が内閣総理大臣を任命するに当たって、内閣の助言と承認は不要である。
- イ. 憲法第 4 条第 2 項の定める国事行為の委任は、憲法第 5 条の定める摂政を置く場合とは異なり、国事行為の臨時代行に関する法律の定める事由が発生した場合に、天皇が内閣の助言と承認に基づいて国事行為を委任するものである。
- ウ. 憲法第 7 条は、天皇の国事行為について列挙しているが、天皇の即位に際して行われる大嘗祭は、即位の礼と同様に憲法第 7 条第 10 号の定める「儀式」に当たるから、国事行為として行うことができる。

Q23-2 天皇に関する次のアからウまでの各記述について、それぞれ正しい場合には○、誤っている場合には×を付しなさい。

- ア. 天皇の人権には、天皇の象徴たる地位に基づく制約があり、特定の政党に加入することや国籍を離脱することは認められないが、学問の自由についてはかかる制約を受けることなく一般の国民と同等に保障されている。
- イ. 判例は、天皇が日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることに鑑み、天皇には民事裁判権が及ばないとし、摂政についても、天皇の名でその国事に関する行為を行うことから同様であるとしている。
- ウ. 憲法第 2 条は、皇位が世襲のものである旨定めているところ、その具体的な在り方を定める皇室典範において、皇位の継承において皇長子の長子より皇次子を優先させることとしても憲法に反するものではない。